

## 『緊急経済対策で税制上の支援 財務省より国税関連措置』

先に閣議決定された緊急経済対策では、イベントの自粛要請や入国制限措置などの影響で**厳しい状況に置かれている納税者に対し、各種の措置(案)が設けられた。**

【納税猶予の特例】2月以降の任意の期間、収入が前年同期比概ね20%以上減少し、一時の納税が困難な事業者に対し、国税の納付を1年間猶予する。担保は不要で延滞税は徴収せず、未納の国税にも遡って適用可能。【欠損金の繰戻しによる還付の特例】資本金1億円超10億円以下の法人も、青色欠損金の繰戻し還付制度を適用可能とする。【テレワーク等のための中小企業の設備投資税制】中小企業者経営力向上計画に基づき、遠隔操作、可視化、自動制御化等に該当する設備(ソフトウェアも含む)を取得等した場合に、設備の即時償却又は設備投資額の7%(資本金3千万円以下で10%)の税額控除を行う。【中止されたイベントの入場料に係る寄附金控除】観客等が入場料の払戻請求権を放棄した場合には、その額を寄附金控除の対象とする。【消費税の課税選択の変更に係る特例】2月以降で来年1月末日までの任意の期間の収入が前年同期比概ね50%以上減少した事業者は、申請書を提出することで、課税期間開始後でも消費税の課税事業者を選択する(やめる)ことを可能とする。



## 『徴収猶予や固定資産税軽減など地方税関係の対応措置—総務省』

総務省は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税の対応をまとめ公表した。【1】徴収の猶予制度の特例＝収入が大幅に減少(前年同期比おおむね20%以上)した場合に、無担保・延滞金なしで1年間徴収猶予できる特例を設ける(2年2月1日～3年1月31日に納期限が到来する地方税に適用)【2】固定資産税▽中小事業者等が所有する償却資産・事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置＝中小事業者等に対して3年度課税の1年分に限り固定資産税と都市計画税の課税標準を2分の1またはゼロとする▽生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長＝新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象に一定の事業用家屋・構築物を加える。生産性向上特別措置法の改正を前提に適用期限を2年延長【3】自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長＝税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、3年3月31日までに取得したものを対象とする【4】その他▽イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応▽住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税の対応▽耐震改修した住宅の不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます